

議案第135号

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
宝塚市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）11月20日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例
(宝塚市市税条例の一部改正)

第1条 宝塚市市税条例（昭和29年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料、」を削る。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

(宝塚市都市計画税条例の一部改正)

第2条 宝塚市都市計画税条例（昭和33年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「督促手数料及び」を削る。

(宝塚市延滞金等徴収条例の一部改正)

第3条 宝塚市延滞金等徴収条例（昭和41年条例第24号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宝塚市延滞金徴収条例

第1条中「督促手数料及び」を削る。

第2条を削る。

第3条第1項中「歳入」を「法第231条の3第1項の分担金、使用料等の歳入」に改め、「、督促を受けた場合においては」を削り、同条第2項中「督促手数料及び」を削り、同条を第2条とする。

第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

附則第3項中「第3条第1項」を「第2条第1項」に改める。

(宝塚市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第4条 宝塚市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第10号）の一部を次のよ

うに改正する。

第5条中「この場合の督促手数料は、督促状1通につき60円とする。」を削り、同条ただし書を削る。

(宝塚市介護保険条例の一部改正)

第5条 宝塚市介護保険条例(平成12年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第14条中「この場合の督促手数料は、督促状1通につき60円とする。」を削り、同条ただし書を削る。

(宝塚市水道事業分担金条例の一部改正)

第6条 宝塚市水道事業分担金条例(昭和45年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項を削る。

第5条の3第1項中「場合において、前条の督促をした」を削る。

(宝塚市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部改正)

第7条 宝塚市都市計画下水道事業受益者負担金条例(昭和48年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項を削る。

(宝塚市下水道条例の一部改正)

第8条 宝塚市下水道条例(昭和49年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第26条第2項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 次項に定めるものを除き、施行日前に発せられた督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

3 第8条の規定による改正後の宝塚市下水道条例の規定は、令和2年度第1期以後の分の使用料に係る督促について適用し、令和元年度第6期までの分の使用料に係る督促については、なお従前の例による。

議案第135号

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 徴収金 市税並びにその<u>督促手数料、</u>延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p><u>(督促手数料)</u></p> <p><u>第22条 徴税吏員は、督促状を発した場合は、督促状1通について60円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認める場合は、これを徴収しない。</u></p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 徴収金 市税並びにその_____延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>第22条 削除</p>

宝塚市都市計画税条例(昭和33年条例第1号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p>(都市計画税による徴収金の納付等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 都市計画税を固定資産税と併せて賦課徴収する場合において、都市計画税及び固定資産税に係る徴収金の納付があったときは、その納付額から督促手数料及び滞納処分費を控除した額を、都市計画税及び固定資産税の額に按分した額に相当する都市計画税又は固定資産税に係る徴収金の納付があったものとする。</p>	<p>(都市計画税による徴収金の納付等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 都市計画税を固定資産税と併せて賦課徴収する場合において、都市計画税及び固定資産税に係る徴収金の納付があったときは、その納付額から_____滞納処分費を控除した額を、都市計画税及び固定資産税の額に按分した額に相当する都市計画税又は固定資産税に係る徴収金の納付があったものとする。</p>

宝塚市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第10号)新旧対照表(第4条による改正関係)

現行	改正案
<p>(保険料の督促)</p> <p>第5条 保険料が納期限までに納付されないときは、市長は、納期限後20日以内に、期限を指定して督促状を発しなければならない。<u>この場合の督促手数料は、督促状1通につき60円とする。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、市長は、これを徴収しない。</u></p>	<p>(保険料の督促)</p> <p>第5条 保険料が納期限までに納付されないときは、市長は、納期限後20日以内に、期限を指定して督促状を発しなければならない。</p>

う。)中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

う。)中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

宝塚市水道事業分担金条例(昭和45年条例第21号)新旧対照表(第6条による改正関係)

現行	改正案
<p>(督促) 第5条の2 (略)</p> <p><u>2 前項の規定により督促状を発したときは、督促状1通について60円の督促手数料を徴収する。</u></p> <p>(延滞金) 第5条の3 管理者は、納期限等までに分担金を納付しない者がある<u>場合</u>において、<u>前条の督促をしたときは</u>、当該分担金に延滞金を加算して徴収する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(督促) 第5条の2 (略)</p> <p>(延滞金) 第5条の3 管理者は、納期限等までに分担金を納付しない者がある_____ときは、当該分担金に延滞金を加算して徴収する。</p> <p>2・3 (略)</p>

宝塚市介護保険条例(平成12年条例第12号)新旧対照表(第5条による改正関係)

現行	改正案
<p>(督促)</p> <p>第14条 保険料の納付義務者が納期限までに保険料を納付しないときは、市長は、納期限後20日以内に、期限を指定して督促状を発しなければならない。<u>この場合の督促手数料は、督促状1通につき60円とする。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、市長は、これを徴収しない。</u></p>	<p>(督促)</p> <p>第14条 保険料の納付義務者が納期限までに保険料を納付しないときは、市長は、納期限後20日以内に、期限を指定して督促状を発しなければならない。</p>

宝塚市下水道条例(昭和49年条例第1号)新旧対照表(第8条による改正関係)

現行	改正案
<p>(使用料等の督促) 第26条 (略) <u>2 上下水道事業管理者は、前項の規定により第14条に規定する使用料について督促状を</u> <u>発したときは、督促状1通につき60円の督促</u> <u>手数料を徴収する。</u></p>	<p>(使用料等の督促) 第26条 (略)</p>

宝塚市都市計画下水道事業受益者負担金条例(昭和48年条例第23号)新旧対照表(第7条による改正関係)

現行	改正案
<p>(督促) 第17条 (略) <u>2 前項の規定により督促状を発した場合は、督促状1通について60円の督促手数料を徴収する。</u></p>	<p>(督促) 第17条 (略)</p>

議案第 137 号

宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）11月20日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年条例第76号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、一時償還及び違約金並びに収入又は資産の状況の報告徴収等については、法第13条、第14条第1項、第16条及び附則第2条第1項並びに令第8条、第9条、第12条及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第16号）附則第3項の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第136号

宝塚市都市計画事業基金条例の制定について

宝塚市都市計画事業基金条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）11月20日提出

宝塚市長 中川智子

宝塚市条例第 号

宝塚市都市計画事業基金条例

（設置の目的）

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業又は土地
区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づいて行う土地区画整理事業（以下「事
業」という。）に要する財源を積み立てるため、宝塚市都市計画事業基金（以下「基金」
という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

（1）各年度における宝塚市都市計画税条例（昭和33年条例第1号）の規定により賦
課徴収する都市計画税の収入から、当該年度における事業に要した費用を差し引い
た残額に相当する額

（2）第4条の規定により繰り入れる額

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保
管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率
を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するため必要があると認める場合に限り、
予算に計上して処分することができる。

議案第137号

宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和57年条例第76号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(償還等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成31年政令第16号)附則第3項の規定によるものとする。</u></p>	<p>(償還等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、一時償還及び違約金並びに収入又は資産の状況の報告徴収等については、法第13条、第14条第1項、第16条及び附則第2条第1項並びに令第8条、第9条、第12条及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成31年政令第16号)附則第3項の規定によるものとする。</u></p>

議案第138号

宝塚市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）11月20日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
宝塚市道路の構造の技術的基準を定める条例（平成25年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。
第9条第1項中「多い道路」の次に「で、設計速度が1時間につき60キロメートル以

上であるもの」を加え、同条第2項中「歩行者の交通量が多い道路」の次に「で、設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」を加える。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第17条、第24条第1項ただし書並びに第30条第2号ただし書及び同条第3号ただし書中「きわめて」を「極めて」に改める。

第31条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第40条中「第8条第1項」の次に「、第9条第1項及び第2項」を加える。

第41条第1項中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路については、改正後の第8条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第138号

宝塚市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市道路の構造の技術的基準を定める条例(平成25年条例第20号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(車線等)</p> <p>第4条 車道(副道、停車帯_____その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道_____の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭^{さく}部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 副道_____の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p>	<p>(車線等)</p> <p>第4条 車道(副道、停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道(<u>自転車通行帯を除く。</u>)の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭^{さく}部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 副道(<u>自転車通行帯を除く。</u>)の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>(自転車通行帯)</p> <p><u>第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合</u></p>

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い道路

_____には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路

_____(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 (略)

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い道路(自転車道_____を設ける道路を除く。)

には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 (略)

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道_____を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 (略)

(曲線部の片勾配)

第17条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径がきわめて大きい場合を除き、当該道路

においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い道路

で、設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路

で、設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 (略)

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)

には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 (略)

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 (略)

(曲線部の片勾配)

第17条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路

の区分に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値(第3種の道路で自転車道又は自転車歩行者道(以下「自転車道等」という。))を設けないものにあつては、6パーセント)以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

表 (略)

(舗装)

第24条 車道、中央帯(分離帯を除く。)、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量がきわめて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2・3 (略)

(鉄道との平面交差)

第30条 道路が鉄道と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。

(1) (略)

(2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量がきわめて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

(3) 見通し区間の長さ(線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。)は、踏切道における鉄道の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道の運転回数がきわめて少ない箇所については、この限りでない。

表 (略)

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。

の区分に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値(第3種の道路で自転車道又は自転車歩行者道(以下「自転車道等」という。))を設けないものにあつては、6パーセント)以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

表 (略)

(舗装)

第24条 車道、中央帯(分離帯を除く。)、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2・3 (略)

(鉄道との平面交差)

第30条 道路が鉄道と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。

(1) (略)

(2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

(3) 見通し区間の長さ(線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。)は、踏切道における鉄道の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

表 (略)

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。

ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道_____の幅員は、5メートル以上とすること。

(区分が変更される道路の特例)

第40条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市道とする計画がある場合において、当該県道を当該市道とすることにより道路構造令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、第4条、第5条第1項、第3項及び第5項、第7条第2項から第5項まで及び第8項、第8条第1項_____、第10条第3項、第11条第1項、第2項及び第4項、第13条第1項、第14条第1項、第17条、第18条、第19条第1項、第21条、第23条第2項、第24条第3項、第28条第3項、第31条並びに第33条並びに道路構造令第3条第4項及び第5項、第4条並びに第12条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該市道の区分とみなす。この場合において、道路構造令第12条中「第3種第5級」とあるのは「第3種第5級又は第4種第4級」と読み替えるものとする。

(小区間改築の場合の特例)

第41条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条_____、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 (略)

ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、5メートル以上とすること。

(区分が変更される道路の特例)

第40条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市道とする計画がある場合において、当該県道を当該市道とすることにより道路構造令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、第4条、第5条第1項、第3項及び第5項、第7条第2項から第5項まで及び第8項、第8条第1項、第9条第1項及び第2項、第10条第3項、第11条第1項、第2項及び第4項、第13条第1項、第14条第1項、第17条、第18条、第19条第1項、第21条、第23条第2項、第24条第3項、第28条第3項、第31条並びに第33条並びに道路構造令第3条第4項及び第5項、第4条並びに第12条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該市道の区分とみなす。この場合において、道路構造令第12条中「第3種第5級」とあるのは「第3種第5級又は第4種第4級」と読み替えるものとする。

(小区間改築の場合の特例)

第41条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、第8条の2第3項、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 (略)

議案第139号

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）11月20日提出

宝塚市長 中川智子

宝塚市条例第 号

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例（平成6年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第8条の2を第8条の7とし、第8条を第8条の6とし、第7条の次に次の5条を加える。

（生活環境影響調査の結果の縦覧等の対象となる施設の種類）

第8条 法第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による同条第1項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設とする。

（縦覧等の告示）

第8条の2 市長は、法第9条の3第2項の規定により調査書を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与しようとするときは、その旨を告示するものとする。

（縦覧の場所及び期間）

第8条の3 法第9条の3第2項の規定による調査書の縦覧の場所は、市長が前条の告示において指定するものとする。

2 法第9条の3第2項の規定による調査書の縦覧の期間は、前条の告示の日から起算して1月間とする。

（意見書の提出先及び提出期限）

第8条の4 法第9条の3第2項の規定による意見書の提出先は、市長が第8条の2の告示において指定するものとする。

2 法第9条の3第2項の規定による意見書の提出期限は、前条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

(他の市町村との協議)

第8条の5 市長は、第8条に規定する焼却施設の設置又は変更により生活環境に影響を及ぼす地域に他の市町村の区域が含まれているときは、当該区域を管轄する市町村の長に調査書の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

第11条第1項中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）」を「政令」に改める。

第14条第1項第2号中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第139号

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例(平成6年条例第52号)新旧対照表

現行	改正案
	<p><u>(生活環境影響調査の結果の縦覧等の対象となる施設の種類の)</u></p> <p><u>第8条 法第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による同条第1項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設とする。</u></p> <p><u>(縦覧等の告示)</u></p> <p><u>第8条の2 市長は、法第9条の3第2項の規定により調査書を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与しようとするときは、その旨を告示するものとする。</u></p> <p><u>(縦覧の場所及び期間)</u></p> <p><u>第8条の3 法第9条の3第2項の規定による調査書の縦覧の場所は、市長が前条の告示において指定するものとする。</u></p> <p><u>2 法第9条の3第2項の規定による調査書の縦覧の期間は、前条の告示の日から起算して1月間とする。</u></p> <p><u>(意見書の提出先及び提出期限)</u></p> <p><u>第8条の4 法第9条の3第2項の規定による意見書の提出先は、市長が第8条の2の告示において指定するものとする。</u></p> <p><u>2 法第9条の3第2項の規定による意見書の提出期限は、前条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。</u></p> <p><u>(他の市町村との協議)</u></p> <p><u>第8条の5 市長は、第8条に規定する焼却施設の設置又は変更により生活環境に影響を及ぼす地域に他の市町村の区域が含まれているときは、当該区域を管轄する市町村の長に調査書の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議する</u></p>

(一般廃棄物処理施設の名称及び位置)

第8条 (略)

(技術管理者)

第8条の2 (略)

(事業者等による一般廃棄物の処理)

第11条 事業者、市民その他土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。)(以下「事業者等」という。)で、一般廃棄物を自ら処分するものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条に規定する基準に準じて処分しなければならない。

2・3 (略)

(多量の一般廃棄物)

第14条 法第6条の2第5項の規定により市長が指示することができる事業活動に伴う多量の一般廃棄物の範囲は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 粗大ごみ すべてのもの

(3) (略)

2 (略)

ものとする。

(一般廃棄物処理施設の名称及び位置)

第8条の6 (略)

(技術管理者)

第8条の7 (略)

(事業者等による一般廃棄物の処理)

第11条 事業者、市民その他土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。)(以下「事業者等」という。)で、一般廃棄物を自ら処分するものは、政令

第3条に規定する基準に準じて処分しなければならない。

2・3 (略)

(多量の一般廃棄物)

第14条 法第6条の2第5項の規定により市長が指示することができる事業活動に伴う多量の一般廃棄物の範囲は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 粗大ごみ 全てのもの

(3) (略)

2 (略)

議案第140号

宝塚市立小浜工房館条例を廃止する条例の制定について

宝塚市立小浜工房館条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）11月20日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市立小浜工房館条例を廃止する条例

宝塚市立小浜工房館条例（平成17年条例第46号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（宝塚市指定管理者選定委員会条例の一部改正）

2 宝塚市指定管理者選定委員会条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 市長が管理する公の施設の部中(13)の項を削り、(14)の項を(13)の項とし、(15)の項から(53)の項までを1項ずつ繰り上げ、同表備考中「及び第22号及び第53号」を「、第21号及び第52号」に改める。

別表第2 1 市長が管理する公の施設の部中(12)の項を削り、(13)の項を(12)の項とし、(14)の項から(21)の項までを1項ずつ繰り上げる。

議案第140号

宝塚市立小浜工房館条例を廃止する条例の制定について
 宝塚市指定管理者選定委員会条例(平成27年条例第3号)新旧対照表(附則第2項による改正関係)

現行	改正案																		
<p>別表第1(第1条関係)</p> <p>1 市長が管理する公の施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">(13) 宝塚市立小浜工房館</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(14)～(53) (略)</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p> <p>備考 1市長が管理する公の施設の部第2号、第4号、第5号、第6号及び第22号及び第53号並びに2宝塚市教育委員会が管理する公の施設の部第2号及び第6号に掲げる施設については、これらの号ごとに一の指定管理者を選定するものとする。</p> <p>別表第2(第1条関係)</p> <p>1 市長が管理する公の施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">公の施設</th> <th style="text-align: center;">指定管理者選定委員会の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(12)</td> <td style="text-align: center;">宝塚市立小浜工房館</td> <td style="text-align: center;">宝塚市立小浜工房館指定管理者選定委員会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(13)～(21)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	(13) 宝塚市立小浜工房館	(14)～(53) (略)	区分	公の施設	指定管理者選定委員会の名称	(12)	宝塚市立小浜工房館	宝塚市立小浜工房館指定管理者選定委員会	(13)～(21)	(略)	(略)	<p>別表第1(第1条関係)</p> <p>1 市長が管理する公の施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">(13)～(52) (略)</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p> <p>備考 1市長が管理する公の施設の部第2号、第4号、第5号、第6号、第21号及び第52号並びに2宝塚市教育委員会が管理する公の施設の部第2号及び第6号に掲げる施設については、これらの号ごとに一の指定管理者を選定するものとする。</p> <p>別表第2(第1条関係)</p> <p>1 市長が管理する公の施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">公の施設</th> <th style="text-align: center;">指定管理者選定委員会の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(12)～(20)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	(13)～(52) (略)	区分	公の施設	指定管理者選定委員会の名称	(12)～(20)	(略)	(略)
(13) 宝塚市立小浜工房館																			
(14)～(53) (略)																			
区分	公の施設	指定管理者選定委員会の名称																	
(12)	宝塚市立小浜工房館	宝塚市立小浜工房館指定管理者選定委員会																	
(13)～(21)	(略)	(略)																	
(13)～(52) (略)																			
区分	公の施設	指定管理者選定委員会の名称																	
(12)～(20)	(略)	(略)																	

議案第 141 号

宝塚市農業共済条例を廃止する条例の制定について

宝塚市農業共済条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）11月20日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市農業共済条例を廃止する条例

宝塚市農業共済条例（平成30年条例第50号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の宝塚市農業共済条例の規定による平成31年産の農作物に係る農作物共済の共済関係、施行日前に共済責任が始まる家畜共済の共済関係及び施行日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係については、なお従前の例による。

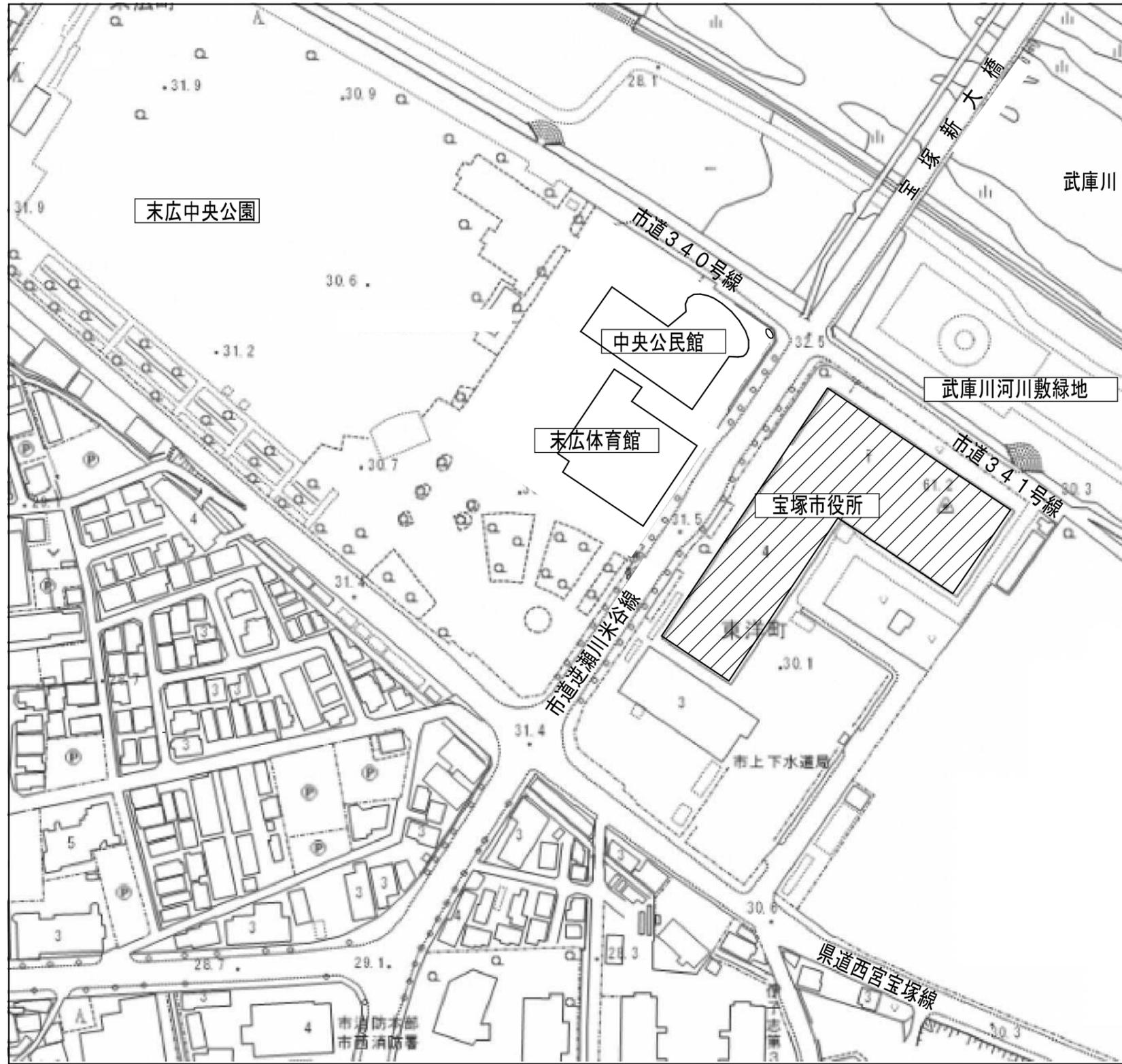
（宝塚市特別会計条例の一部改正）

3 宝塚市特別会計条例（昭和39年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

（宝塚市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置）

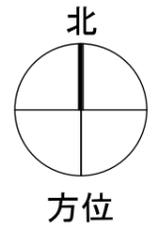
4 前項の規定による改正前の宝塚市特別会計条例の規定による農業共済事業費特別会計に係る令和元年度の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。



(参考)

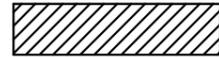
附近見取図

宝塚市庁舎



付近見取図 S=1:2,500

凡例

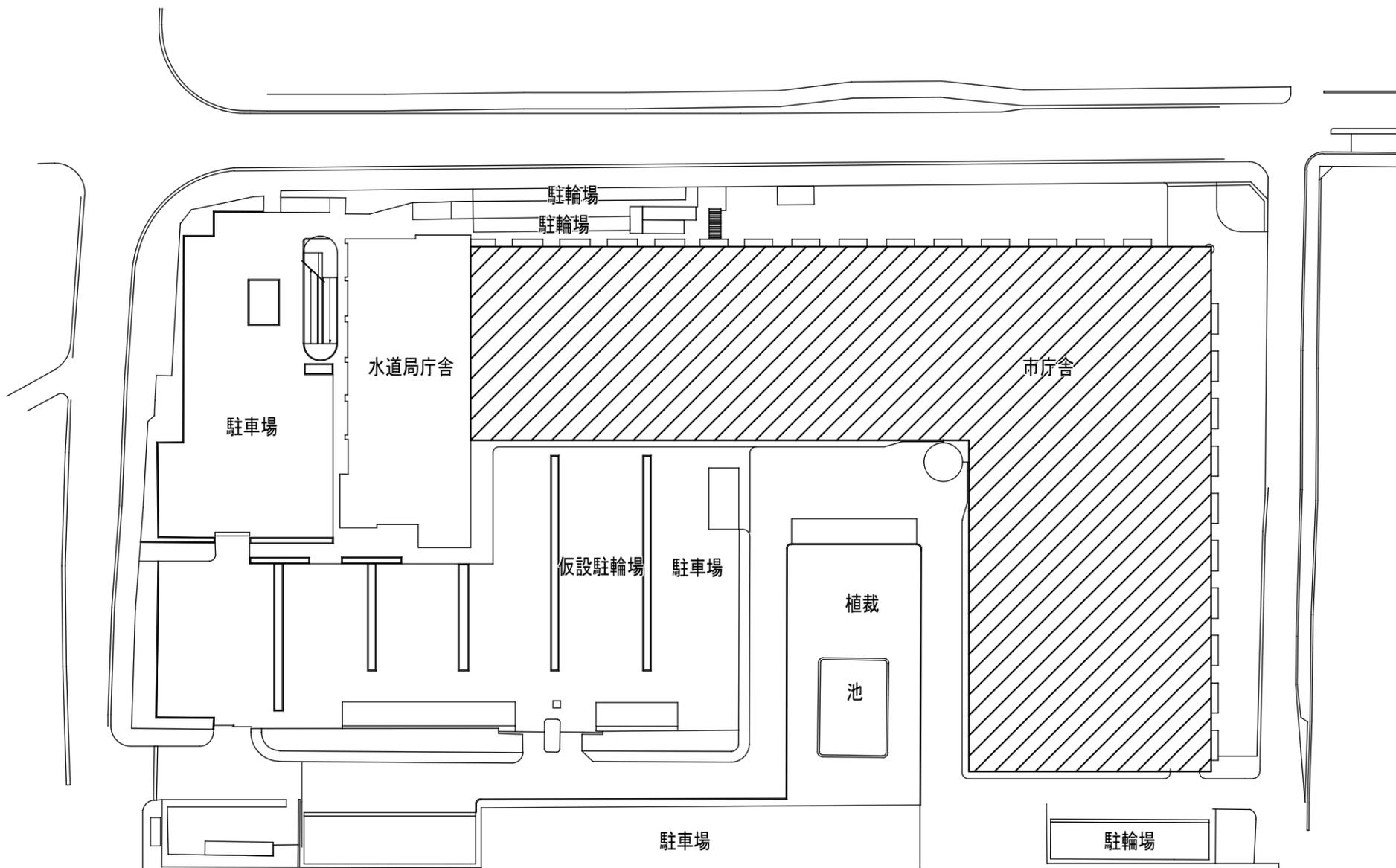
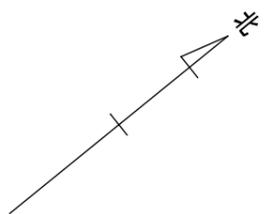


今回改修しようとする施設の所在地

(参考)

配置図

宝塚市庁舎



凡例  今回工事しようとする施設を示す

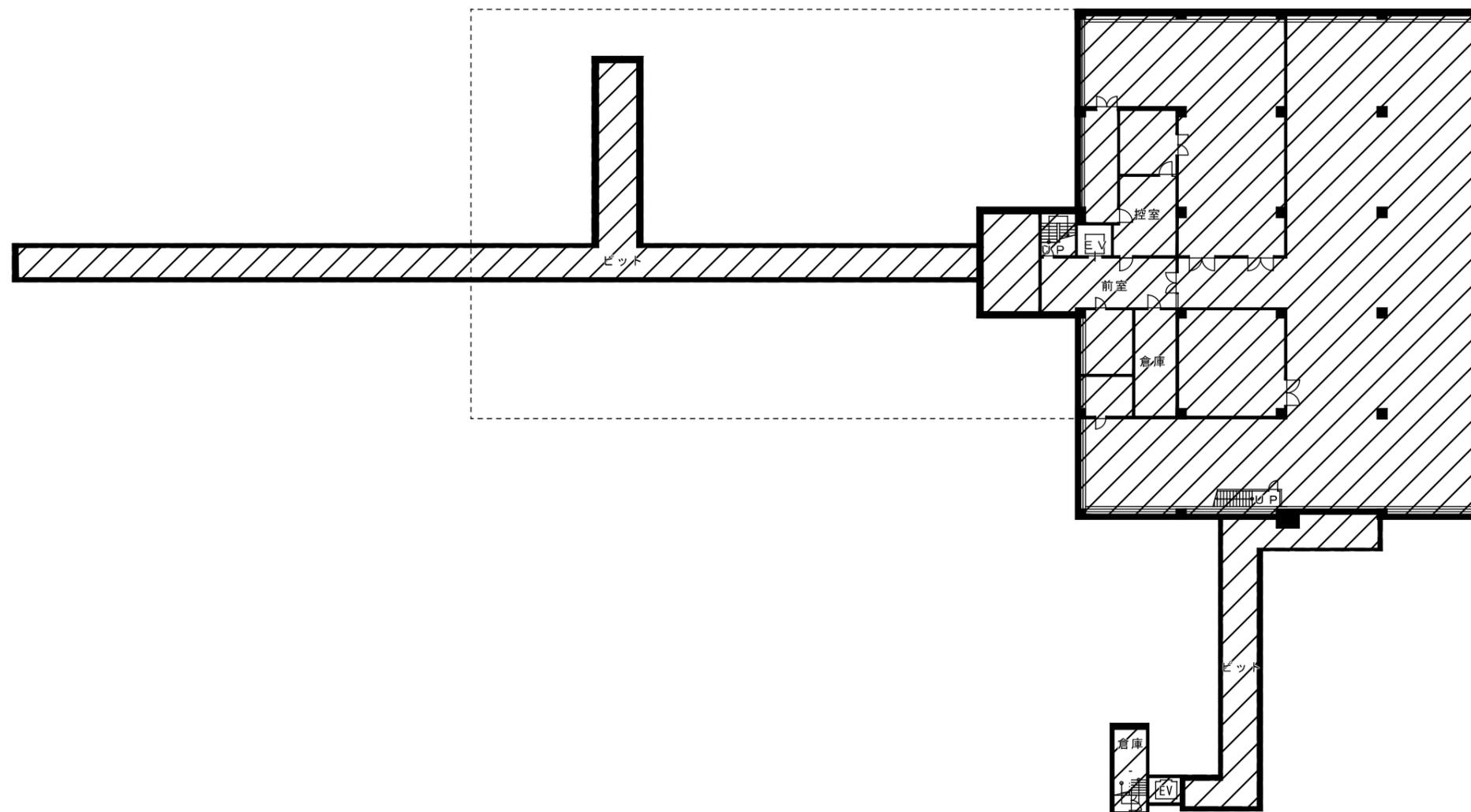
配置図 S=1 : 1 2 0 0

(参考)

平面図

宝塚市庁舎

地下1階



凡例  工事箇所を示す

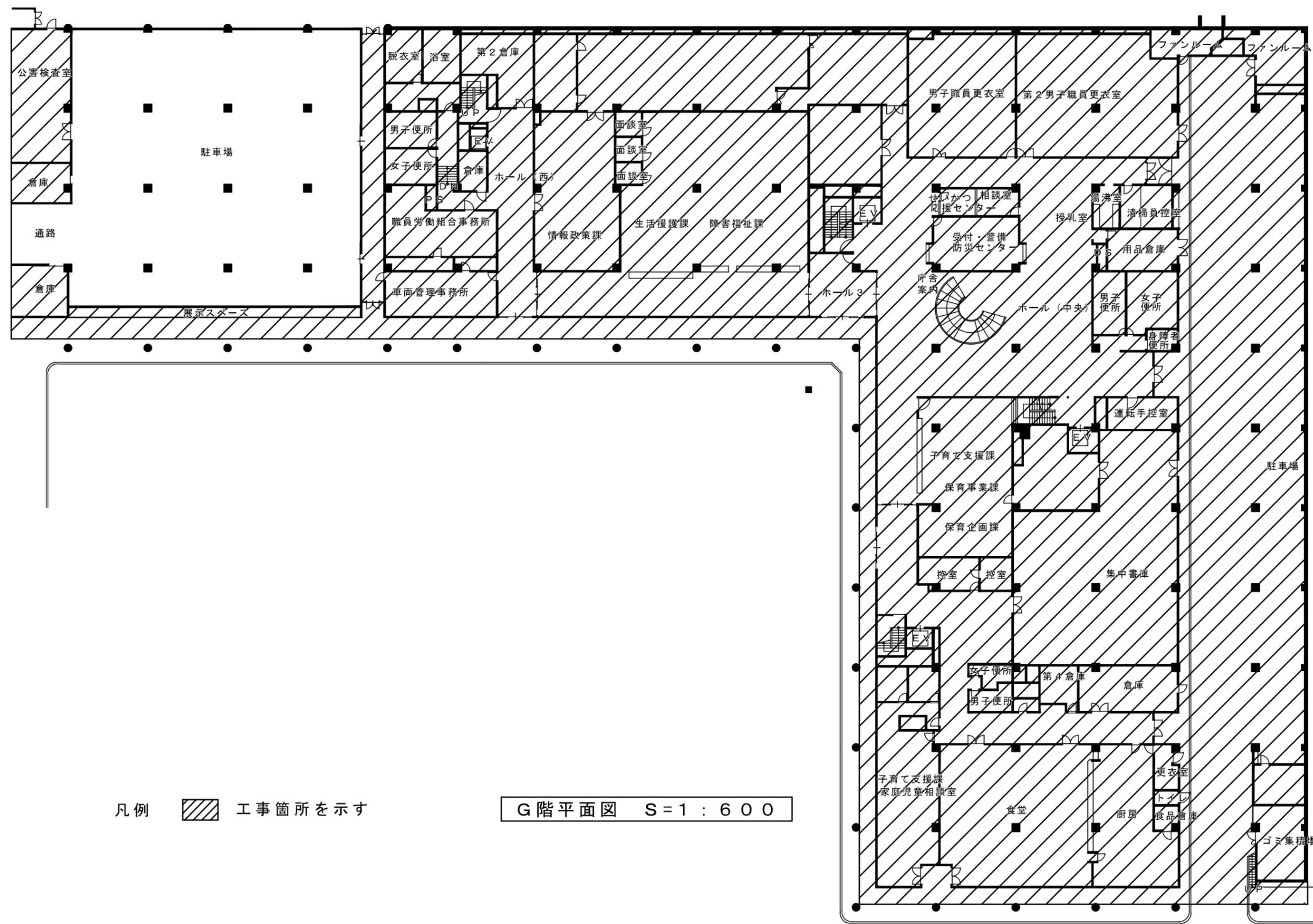
地下1階平面図 S=1:600

(参考)

平面図

宝塚市庁舎

G階



凡例  工事箇所を示す

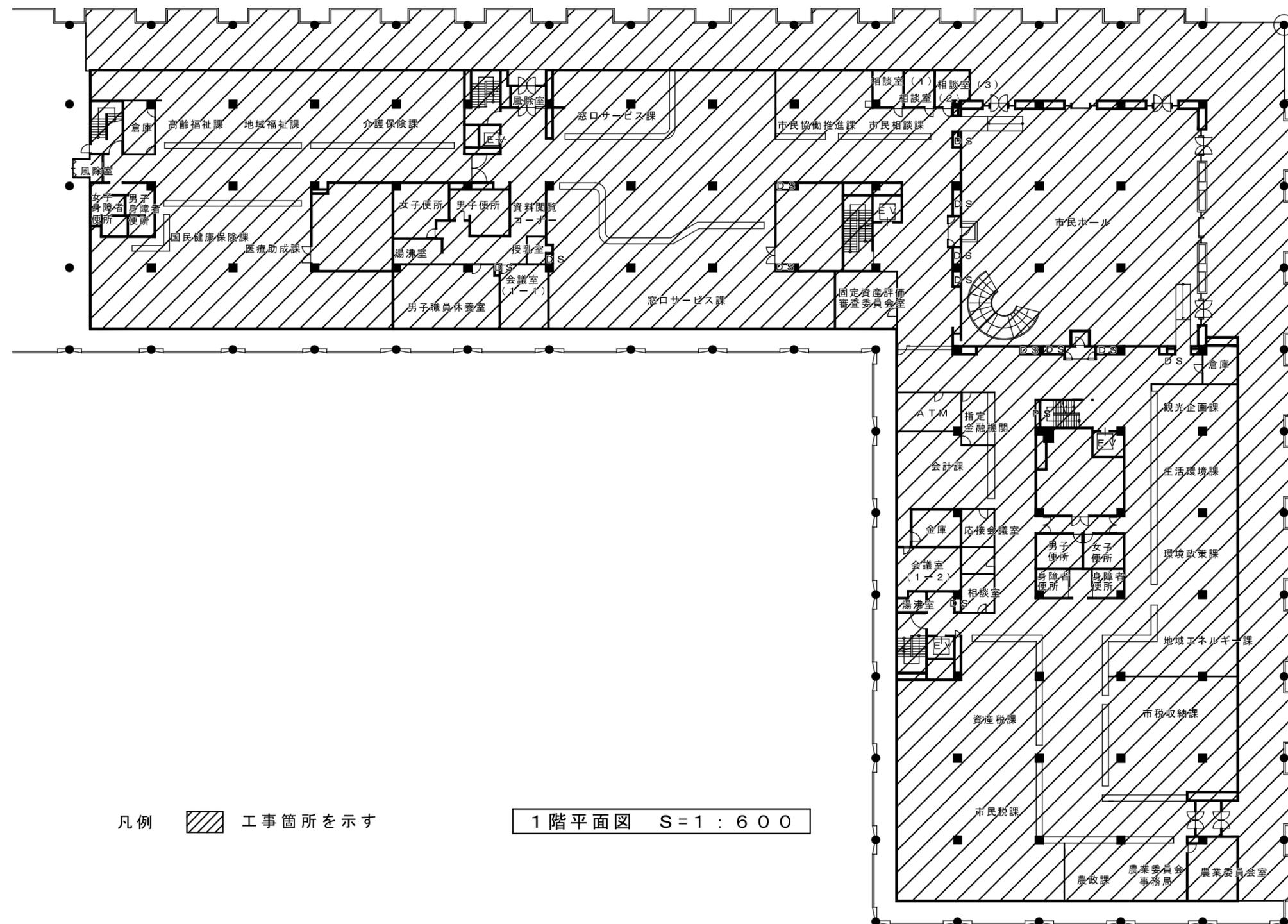
G階平面図 S=1:600

(参考)

平面図

宝塚市庁舎

1階



凡例  工事箇所を示す

1階平面図 S=1:600

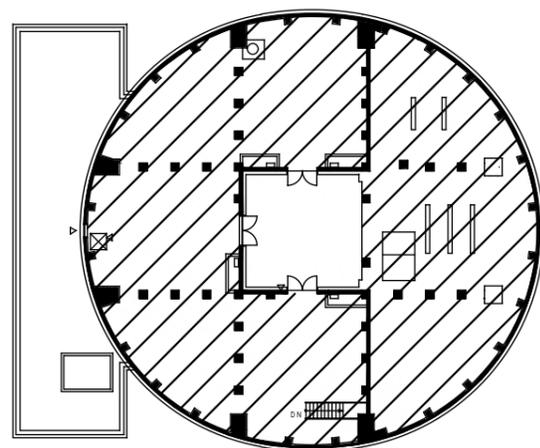
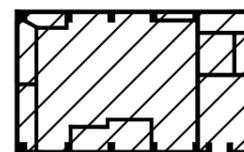
(参考)

平面図

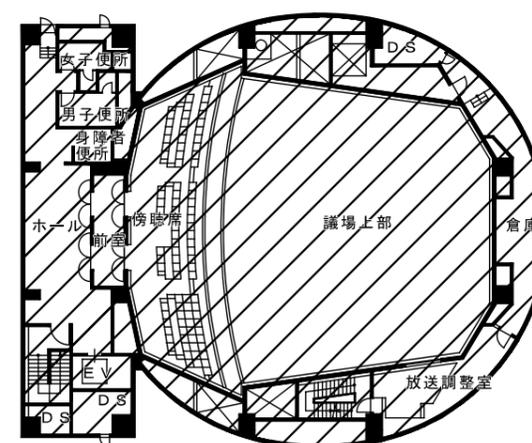
宝塚市庁舎

4階

5階



5階



4階

凡例  工事箇所を示す

4階、5階平面図 S=1:600

議案第141号

宝塚市農業共済条例を廃止する条例の制定について

宝塚市特別会計条例(昭和39年条例第17号)新旧対照表(附則第3項の規定による改正関係)

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 農業共済事業費特別会計</u> <u>農業共済事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため</u></p> <p><u>(4)～(16)</u> (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)～(15)</u> (略)</p>

議案第142号

工事請負契約（市庁舎電気設備外改修工事）の締結について

次のとおり工事請負契約を締結しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年（2019年）11月20日提出

宝塚市長 中 川 智 子

- | | | |
|----------|--|----|
| 1 契約の目的 | 市庁舎電気設備外改修工事 | |
| 2 契約の方法 | 随意契約 | |
| 3 契約の金額 | ¥517,000,000.- | |
| 4 契約の相手方 | 神戸市中央区京町70番地
住友電設株式会社 神戸支店
支店長 佐々木 直 靖 | |
| 5 工事場所 | 宝塚市東洋町地内 | |
| 6 工事概要 | 市庁舎電気設備外改修工事 | |
| | 電灯設備改修等電気設備工事 | 一式 |
| | 防排煙設備改修等機械設備工事 | 一式 |
| | 内装改修等建築工事 | 一式 |
| | 上記工事に伴う建築・電気設備・機械設備工事 | 一式 |

議案第142号

工事請負契約（市庁電気設備外改修工事）の締結について

- 1 工事期間 着工予定 議決があった日
完工予定 令和5年3月31日
- 2 設計者 大阪府大阪市北区万歳町4番12号
株式会社 施設工学研究所
代表取締役 吉住 則明
- 3 予定価格 ¥527,120,000.-
(入札書比較価格 ¥479,200,000.-)

4 見積参加業者名及び開札結果

見積参加業者名	見積金額（円）	
住友電設(株)神戸支店	470,000,000	落札

(見積価格には、消費税及び地方消費税相当分を含まない。)

- 5 契約金額のうちの消費税額及び地方消費税額 ¥47,000,000.-
- 6 随意契約の経緯

本工事の契約相手方の選定においては、令和元年9月19日及び10月28日を開札日と定めて入札を実施したが、2回の入札とも参加申込者が1者しかなかったため、入札を中止し、不調とした。

そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、2回の入札において唯一参加申請を行い、かつ、入札参加条件を満たしていた上記見積参加業者から見積を徴収した。その結果、1回目の見積金額は予定価格を超過していたが、2回目に提示された金額が予定価格の範囲内であったため、当該業者を随意契約の相手方に決定した。

- 7 その他 付近見取図、配置図及び各階平面図（別紙添付）

議案第143号

工事請負契約（宝塚文化芸術センター庭園整備工事（その3））の変更について
工事請負契約（宝塚文化芸術センター庭園整備工事（その3））、平成31年3月27日、議案第31号で議決）の一部を次のとおり変更しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年（2019年）11月20日提出

宝塚市長 中 川 智 子

- 「1 契約の目的 宝塚文化芸術センター庭園整備工事（その3）
2 契約の方法 一般競争入札
3 契約の金額 ￥175,990,320.-
4 契約の相手方 宝塚市小浜3丁目6番5号
株式会社アーデント
代表取締役 吉 田 信 幸
5 工事場所 宝塚市武庫川町地内
6 工事概要 宝塚文化芸術センター庭園整備工事（その3）
敷地造成工
公園土工
給水設備工
雨水排水設備工
電気設備工
園路広場整備工
修景設備整備工
サービス施設整備工
管理施設整備工
建築施設組立設置工
撤去工 1式」

中

- 「3 契約の金額 ￥175,990,320.-」
を

「3 契約の金額 ￥199,378,520.- 」
に変更する。

議案第144号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年（2019年）11月20日提出

宝塚市長 中川智子

放棄する権利の内容

阪神・淡路大震災により被害を受け、宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年条例第76号）第12条第1項の規定により災害援護資金（以下「本件貸付金」という。）の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する次に掲げる債権

内 容	総 額
本件貸付金のうち未償還のものに係る保証債権 （150件）	167,659,399円
本件貸付金のうち未償還のものについて生じた 利息に係る保証債権（150件）	12,021,759円

備考 保証債権の件数と総額は、いずれも令和元年9月30日時点のもの

議案第144号

権利の放棄について

事件の概要

宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（令和元年条例第2号）により、災害援護資金の貸付けの際の保証人を必要とする条件を緩和したこと、及び災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号）が本年8月1日から施行され、災害援護資金の保証債権の放棄に関する特例が設けられた趣旨を踏まえ、阪神・淡路大震災から20年以上が経過し、貸付けを受けた者及びその連帯保証人の置かれている状況等が大きく変化していることを考慮し、連帯保証人に対して市が有する権利を放棄しようとするものである。

議案第145号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年（2019年）11月20日提出

宝塚市長 中川智子

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4525	4525号線	起点	平井5丁目29番18		m 26.30	m 最大 6.00
		終点	平井5丁目18番11			最小 6.00
4526	4526号線	起点	平井5丁目18番12		m 48.05	m 最大 12.30
		終点	平井5丁目18番3			最小 6.00

議案第146号

市道路線の全部廃止について

次のとおり市道路線を全部廃止しようとするので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年（2019年）11月20日提出

宝塚市長 中川智子

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
1009	1009号線	起点	中山寺3丁目29番		m	m
		終点	中山寺3丁目2番		161.00	最大 0.90 最小 0.90

議案第145号及び第146号

市道路線の認定及び全部廃止について
道路法(抜粋)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 (略)

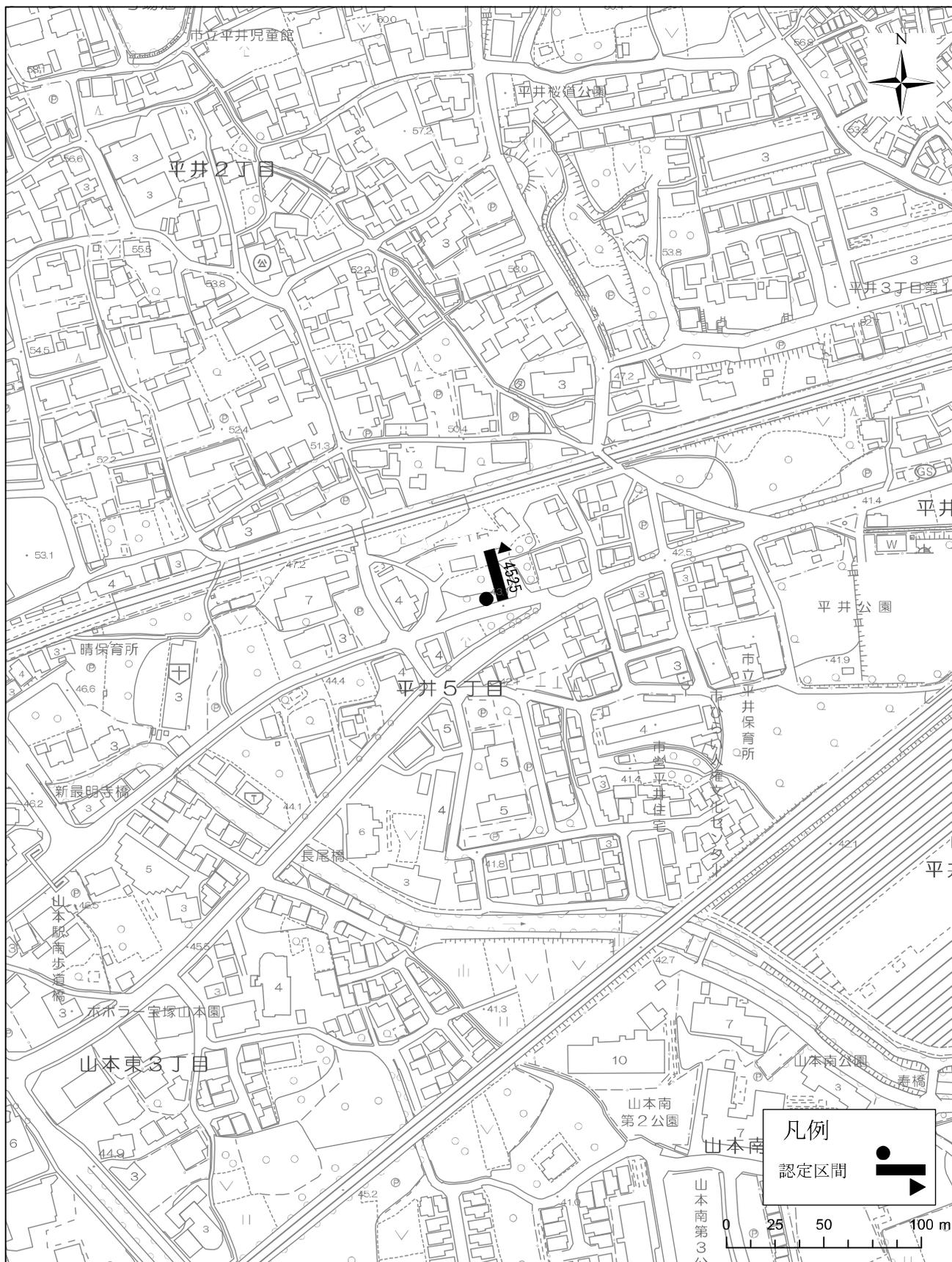
(路線の廃止又は変更)

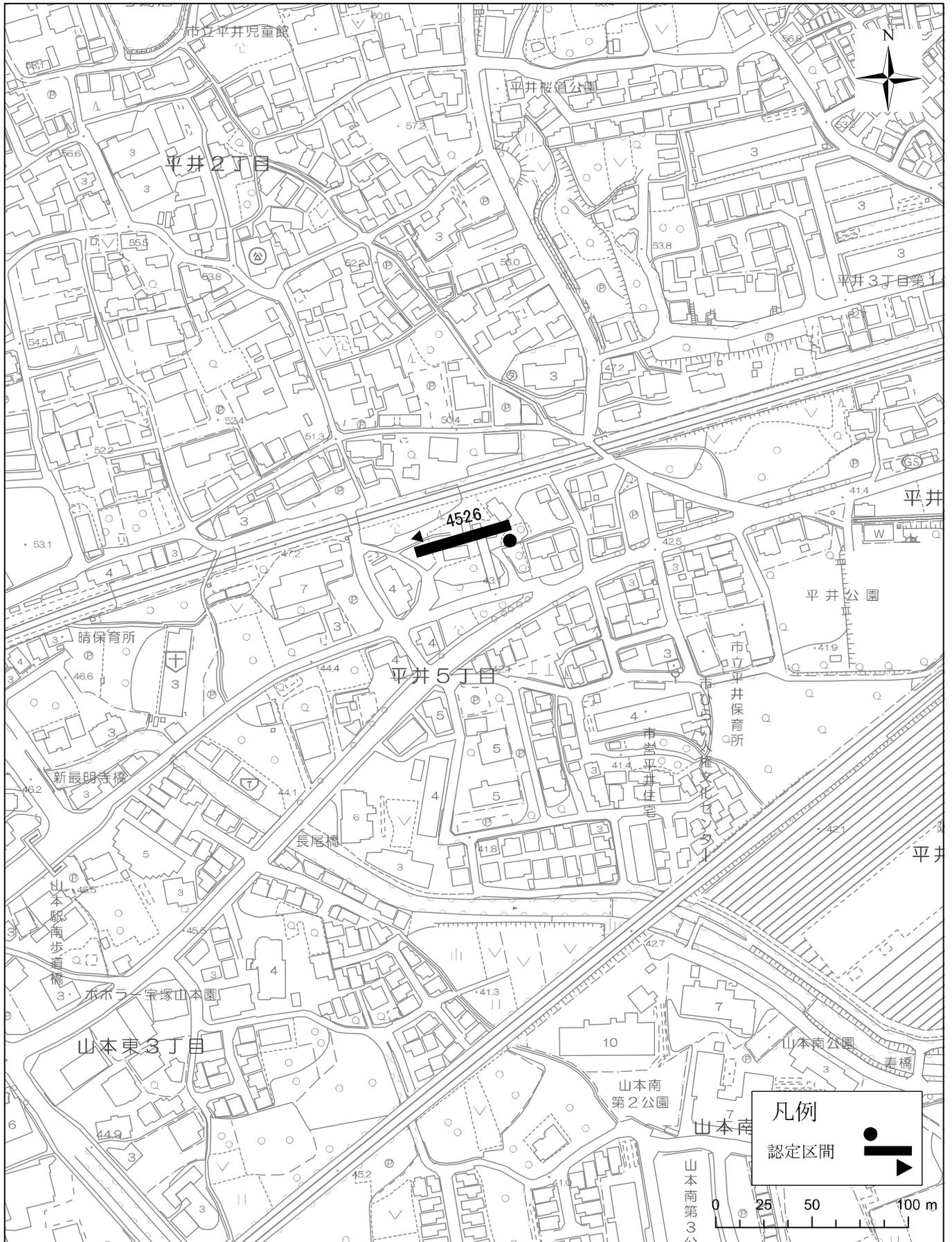
第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

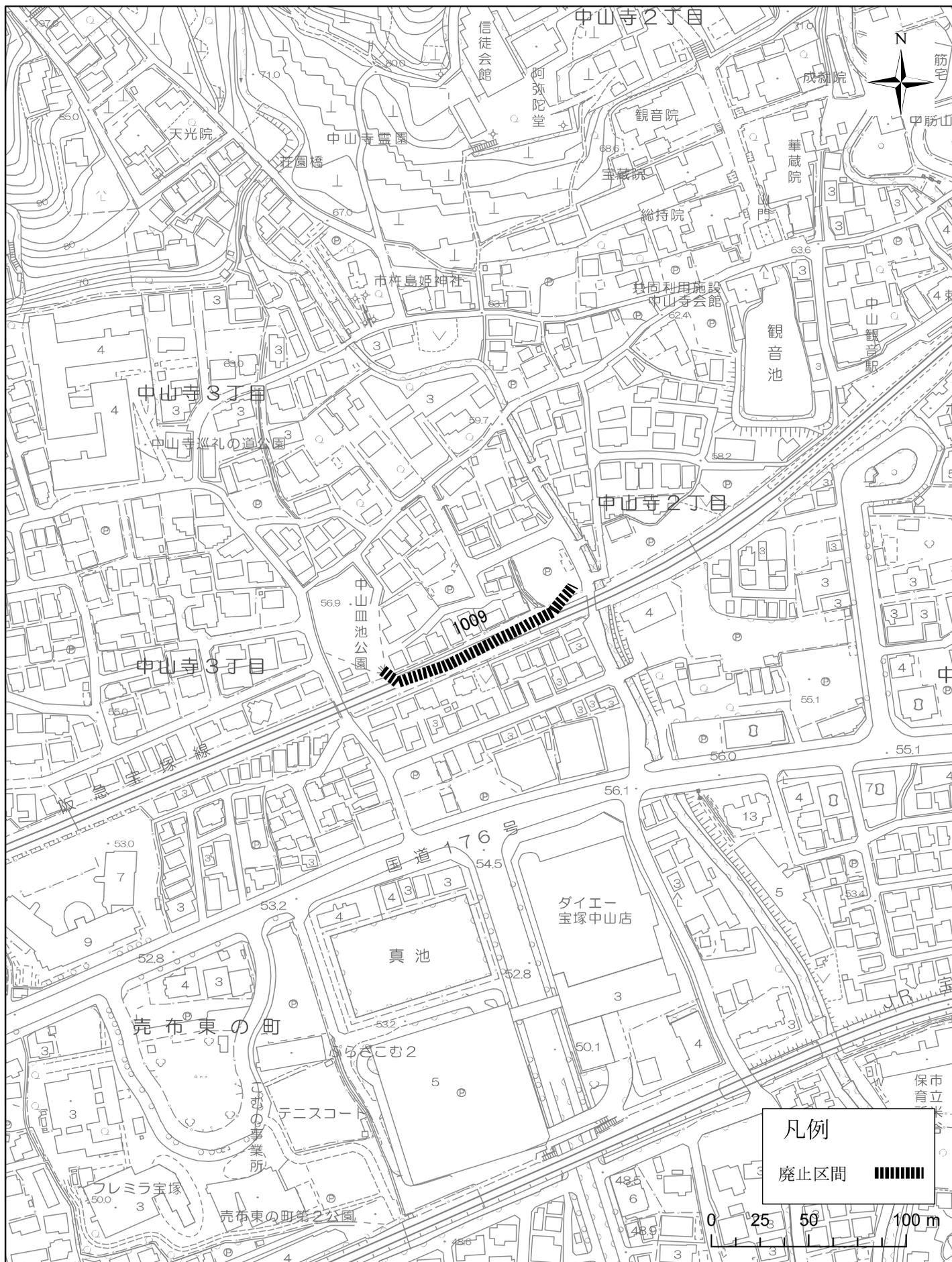
3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第145号
市道路線の認定について
認定路線図





議案第146号
市道路線の全部廃止について
認定路線図



議案第147号

宝塚市監査委員の選任につき同意を求めることについて

宝塚市監査委員3人のうち1人の任期が、令和元年12月13日をもって満了するため、次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年（2019年）11月20日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市監査委員に選任しようとする者

住 所



氏 名 徳 田 逸 男

議案第147号

宝塚市監査委員の選任につき同意を求めることについて
宝塚市監査委員に選任しようとする者

住所 [REDACTED]
氏名 徳田逸男
生年月日 [REDACTED]
職歴 昭和42年 4月 宝塚市に奉職
平成 5年 4月 企画部まちづくり推進室都市政策課長
平成 6年 4月 都市開発部まちづくり推進室区画整理計画課長
平成 7年 4月 都市復興部小林・中筋南区画整理担当主幹
平成 8年 4月 都市復興部小林・中筋南区画整理課長
平成 9年 4月 道路部次長
平成11年 4月 兼ねて道路部用地室長
平成12年 4月 総務部総務室長
兼ねて市立看護専門学校副学校長
平成14年 7月 総務部長
平成15年 7月 健康福祉部長
兼ねて福祉事務所長
平成19年 4月 教育委員会事務局管理部長
平成21年 4月 西図書館館長
平成22年 4月 中央図書館館長
平成23年12月 宝塚市監査委員
平成27年12月 宝塚市監査委員
現在に至る。

地方自治法(抜粋)

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2～6 (略)